

◎新潟県告示第1001号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年9月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県村上市桃川字小金堀2852の10から2852の12、2852の15、2852の17（以上5筆国有林。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅